

年金収入のみで暮らす高齢者の貧困問題

社会福祉学部 社会福祉学科
14FF1078 小原尚悟

目次

はじめに

1. 高齢者の貧困について

- 1－1. 高齢者の暮らし
- 1－2. 生活保護
- 1－3. 貧困に陥る人

2. 貧困の要因

- 2－1. 貧困に陥る3つの要因
- 2－2. 年金制度
- 2－3. 住宅政策
- 2－4. 国民健康保険

3. 破産の要因に対する代替案

- 3－1. デンマークの年金制度
- 3－2. 住宅給付としての定額給付
- 3－3. 国民健康保険料の不必要な上限

おわりに

参考文献・出典

はじめに

日本では、少子高齢化が急激に進んでおり、それに伴った労働人口の減少、高齢者の増加が社会問題になっている。それらの諸問題から賦課方式という仕組みをとっている年金制度への不信感、そして、介護報酬の引き下げなど老後への不安が大きくなってきている。退職後は、それまでの蓄えや年金等を利用し、温泉や海外へ旅行したり、趣味に没頭したり、好きなことをして豊かな余生を送る、といったことができないどころか、普通の生活を送ることができない、その日その日を生き抜くので精一杯、というような人がある。高齢者が貧困により破産状態の生活を強いられる、「老後破産」という言葉も生まれてきている。

「一億総活躍」という言葉が近頃よく聞かれる。その中では、高齢者が活躍できる社会、というとても前向きな内容も掲げられている。私も働くことを生きがいとしている高齢者にとって、活躍の場が増えるのはとても素晴らしいことだとは思う。実際、『高齢者の日常生活に関する意識調査』¹（平成 26 年度）によると、60 歳以上の高齢者のうち、就労を希望している割合は 71.9%、そのうち「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答した割合は 28.9%と最も多く、高齢になっても働きたいと思っている人は多くいるということがわかる。

しかし、『高齢者の生活と意識に関する国際比較調査』²（平成 27 年度）によると、60 歳以上の男女のうち、「収入の伴う仕事をしたくない（辞めたい）」と思っている人の割合は 54.9%、就労の継続を希望する理由で、「収入がほしいから」と回答した割合は 49.0%となっており、これを見ると「辞めたいと思いつつも収入のために仕事を辞めることができないのではないか」と考えてしまう。「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」と回答した人の割合が 16.9%と、一番高いスウェーデンの 54.4%と比較して大きな差があることから、生きがいとしていきいきと働くというよりも、生活費のために働かざるを得ない、そのように考えられる。

定年まで必死に働き続け、退職後はゆっくりする間もなく働きながら必死に生活を切り詰めて最後の時まで耐え忍ぶ、そのような人生を送る人がこの先、増えていってしまうのだろうか。「働かざる者食うべからず」とはよく言うが、まるで定年退職した人も、それまで働き続け保険料を払い続けた人も「働かざるもの」とされてしまう、そんな老後が私たちを待っているのだろうか。

高齢者の暮らしぶりや生活に大きくかかわってくる制度などに触れ、どのような理由、経緯で貧困に陥っていくのか考察していきたい。

¹ 『平成 26 年度 高齢者の日講生活に関する意識調査』 <http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h26/sougou/zentai/>

² 『平成 27 年度 高齢者の生活と意識に関する国際比較調査』 <http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h27/zentai/>

1. 高齢者の貧困について

前述したように、近年、破産状態の生活を強いられている高齢者を指す、「老後破産」という言葉や、生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者を指す「下流老人」という言葉が聞こえてくるようになった。そして、そのような状況下で生活する高齢者が生まれ続けている。

趣味や外出、余暇活動に使えるだけの金銭がなく、一日中部屋で過ごす人、日に一度しか食事をとれず、スーパーで見切り品の惣菜だけを持ってレジに並ぶ人、生活の苦しさから万引きを犯し、店員や警察官に叱責される人、医療費が払えないために病気を治療できず、市販薬を飲んで痛みをごまかす人、電気代を気にしてエアコンをつけず熱中症をおこしてしまう人、このような生活を送る高齢者が増加してきている。

『平成 22 年版男女共同参画白書』によれば 65 歳以上の相対的貧困率は 22.0%。さらに、単身高齢者のみの世帯では 38.3%、単身高齢女性のみの世帯では 52.3%であり、高齢者の単身女性に至っては半分以上が貧困下で暮らしている」と述べており、多くの高齢者が苦しい生活を送っていることが考えられる（藤田 2016：26）。

実際に暮らしや貧困に陥ってしまった人のケースに触れていく。

1-1. 高齢者の暮らし

高齢になるにつれ、支出の内訳はどのように変化していくのか。総務省統計局による二人以上の世帯の消費支出の構成比(平成 25)を見ると、1 世帯当たりの一か月間の支出金額は平均 290,454 円で高齢無職世帯はそれよりも少ない 246,085 円となっている。(勤労者世帯は 319,901 円) 内訳で見ると、世帯主が 65 歳未満の勤労者世帯では「食費」、「交通・通信」「その他」(小遣い、仕送りなど)が多く半分を占めている。高齢無職世帯になると、どの項目も若干下がっているが、「保健医療」の項目は高齢無職世帯での支出が高くなる。単純に見れば、年をとれば現役時に比べて必要経費が少なく済む、ように見えるが、今までの数字を見ると必死に切り詰めての結果だとも考えられる。

インターネットなどでは、「高齢者が貯めこむから経済が回らず、若者は低賃金になる」「お金があるのに使わない高齢者」といった意見を目にするところがある。しかし、これは貯蓄する側が悪いのであろうか。

内閣府の「高齢者の経済生活に関する意識調査」(平成 23)では、全国の 60 歳以上の男女に貯蓄の目的を尋ねている。最も多い回答が、「病気・介護の備え」で 62.3%次いで「生活維持」が 20.0%となっており、「豊かな生活・趣味」、「旅行・買い物」は合わせてもわずか 6.2%となっている。無意味に貯蓄をしているのでも、ましてや経済に悪循環を与え、若者の低賃金を生み出そうとしているのでもない。

高齢者になった時、体力的にも免疫力的にも、若かったころよりも当然衰えてしまう。若い頃は、「万が一」の病気やケガへの備えだったものが、それまでの働き方によっては「万が一」ではなくなるのである。そして、十分な備えがあれば問題はないが、「万が一」備えが十分でなかった場合、一気に下流の生活へと陥ってしまう、そのような社会でお金を使おうと思えるだろうか。使わないのではない、不安で使うことができないのである。必死で切り詰めお金を貯める、公的年金だけに頼るのではなく、進んで自助努力をしているにもかかわらず、このような声が上がってしまうのである。病気や事故などの時、自分で何

とかできるよう貯金をしただけで、若者たちから白い目を向けられる世の中、そのような世の中で高齢者は暮らしているのである。

1－2．生活保護

上記のとおり、年金が主な収入源ではあるが、生活していくのに十分ではない。そうなれば当然、生きていくために、年金と生活保護を同時受給せざるを得なくなる。

現在生活保護受給者は増加傾向が続き、平成 26 年 7 月には被保護人員は約 216 万人、被保護世帯数は約 160 万世帯、保護率 1.70%となっている。世帯類型別では、高齢者世帯が 47.2%、10 年前と比べ大きく増加したその他の世帯 17.7%もその半分は 50 歳以上が占めており、今後も増加が見込まれる（平成 26 年度保健師中央会議）³。

生活保護があるならばそうそう貧困に陥ることなんてないだろうと思うかもしれないが決してそうではないのが現状である。

受給できるだけの状況にありながらも、「頑張れる限り、生活保護をもらわず生活したい」「どうしても保護は受けたくない」とわずかな年金で、水道・光熱費、食費をやりくりし、わずかな貯蓄を切り崩しながら生活保護を受給せず暮らしている高齢者もいる。高齢者の多くは、生活保護受給に対する恥ずかしい、後ろめたいという意識が根強くある。そんな中でも、生活保護の不正受給などのマイナス面がメディアでは多く取り立たされ、高齢者の恥ずかしい、後ろめたいという意識に拍車をかけている。本来、こうした中で生活保護受給は生きるために行使する権利だ、ということを広めていく立場にある行政が窓口で受給を躊躇わせるような対応をとったり、ただでさえ少ない年金の切り下げを行ったり、医療や介護の負担の増加、消費税の増加などを進めている。

そもそも、捕捉率も近年は 15%～30%の間を推移しており 3 分の 1 しか受給できておらず、「後期高齢者医療保険料、介護保険料は上がる。消費増税も廃止じゃなく先送り。物価も上がる。『年寄り死ね』と言っているのと同じこと」という声も上がる（サンデー毎日取材班 2016：19）。

健康で文化的な最低限度の生活どころか、生きていくことすらままならない、そういった不安を抱えつつ、生活している人や実際にそういった状況下で生活している人がいるというのは重大な問題ではなかろうか。

1－3．貧困に陥る人

しかし、多くの人は「自分はそんなことにはならない」、「一生懸命働いていて貯金もしているから大丈夫」と考えている。それどころか貧困状態にある人に対し、「貯金もせずに遊んでいたのではないか」、「あまり働いてこなかった怠けものだったのではないか」、「自己責任だから仕方がない」という声が多く聞かれる。だが、こういった人たちは、なるべくしてなったというわけでも、怠けものだから、というわけでこのような生活を送っているわけでもない。ちょっとしたきっかけで誰もが陥る可能性があるのが「老後破産」そして「下流老人」という問題なのである。

実際どのような人たちが下流の状態に陥っているのか、4つのケースを挙げていく（藤

³ 『平成 26 年度 保健師中央会議』 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052571.html>

田 2016 : 48－67)。

(1) 正社員として働いていた 70 代男性

この男性は高校を卒業後、自衛隊や飲食店、介護職を転々としていたものの、正社員として働いていた。しかし、40 代にさしかかるとき両親が相次いで病気に倒れ、介護が必要な状態になってしまった。男性は一人っ子であったため、両親の介護のため正社員の仕事を辞め、約 10 年介護を続けた。その後、介護の仕事を中心に働き退職した。仕事を辞めた後の月収は、介護離職による年金加入年数の少なさ、低賃金などから、月 9 万円ほどであった。貯金はあったそうだが、介護職で患った腰痛、糖尿病などの医療費でそれともなくなり、野草を食べて飢えをしのぐ生活を送るようになる。

(2) 年金収入で生活を送っていた 70 代夫婦

この夫婦は、町工場で働き始めてから定年まで勤めていた。低賃金であったこともあり、厚生年金は二人で月 17 万円。二人だけでの生活ならばなんとかかなったかもしれないが、長女がいじめを原因にうつ病になってしまう。生活費に長女の医療費や通院費を合わせると月 26 万円の出費。今後の生活費や自分たちが動けなくなった後の長女の生活に不安を募らせている。

(3) 十分な貯蓄があった 60 代男性

この男性は、大学進学を経て 40 年間事務職員として働いてきた。家族はおらず、独身であったため老後に備えて貯金をし、退職金を合わせると 3000 万円近くあった。しかし、退職後心筋梗塞を二度起こし、長期の入院と療養生活を余儀なくされてしまう。「高額療養費制度」の存在を知らず、貯金はすぐになくなってしまった。さらに、会社が厚生年金に加入しておらず、現在は治療を受けながら生活保護で生活している。

(4) 銀行員として働いていた 60 代男性

この男性は、大学卒業後銀行員として 61 歳まで働いていた。その間に結婚し、家を出ているが娘もひとりいる。何の問題もないように思えるが、50 代半ばから認知症の症状が始まる。仕事がうまくいかなかったストレスを家族にぶつけてしまい、退職後に離婚。一人暮らしとなってしまい、認知症の影響で財産管理ができずに年金や老後の資金を散財し、アパートからの退去を言い渡され、公園で生活していた。現在はシェアハウスに入居している。

このように、低賃金の仕事をしていた人だけでなく、老後の蓄えをしている人も、それまで安定した生活を送っていた人も、いくつかの問題が重なってしまうとたちどころに生活が立ちゆかない水準まで落ちてしまうことがわかる。今問題なく暮らせている高齢者にとっても、もう少しで定年を迎える人にとっても、今働いている人にとっても、そしてこれから社会に出ていく私たちにとっても、決して他人事ではない。

2. 貧困の要因

貧困下での生活を送っていて相談に訪れる高齢者に聞いてみても、誰もが「こんなことになるとは思わなかった」と答えるという。若い頃の話聞いても普通に正社員として働いていた人であったり、もしもの時に備えて貯金をしておいたという人であったり、定年まで勤め、年金だけで問題なく暮らせていた人だったり、特に何か問題があったということもない、ごく普通に働いてきた人ばかりだという。

では、そのような人たちを貧困下での生活へとしてしまった要因は何なのか考えていく。

2-1. 貧困に陥る3つの要因

貧困に陥る要因として、私は大きく分けて3つあるのではないかと考える。

1つ目は、年金制度のあり方である。一人当たりの支給額、支給水準が低いのではないかと考えられる。年金制度が始まった頃は、三世帯同居が主流であった。しかし、世帯類型が年々変化し、高齢者の一人暮らしが増えてきている中で、一人当たりの支給分で独り暮らしに苦しさを感じるというのは、支給水準について考えなおす必要があると言わざるを得ない。その水準すら保つことができない状況にあるというなら制度自体考えなおす必要があるのではないか。

2つ目は、持ち家である。今の高齢者やもうすぐ定年を迎える人などが若かった頃は持ち家がステータスという意識が強くあったという。そこで無理にローンを組んでしまい、老後への蓄えを返済に充ててしまったために貯金が底をついてしまった、という人が相談に来る人の中に多くいるようだ。現在でも、ちゃんとした家に住もうとすると、住む家は自分で購入しなさいという、ローンという制度しかない。賃貸住宅はあまり広々としたものでもなく、持ち家と借家の差は各国と比べて大きい。

人が生活していくうえで必要な、衣・食・住。その一つの住の確保は個人の問題なのだろうか。大きな家で暮らしたいけど費用が捻出できない、貯まるまでは狭いけど借家にしよう、と家賃を払い続け、持ち家を手にすることができたらできたでローンを払い続ける。やっとの思いで購入した自宅でも貯金もなく苦しい生活を送り、最後には家売ってアパート暮らしへ、という人も多い。住む場所の確保は個人の責任としてしまうのは厳しい要求ではないだろうか。家を買いたいという人のために、それまでの間家賃の低い住宅の整備などの住宅政策を考えていく必要があると私は考える。

3つ目は、国民健康保険である。国民健康保険とは、病気やケガでの出費に対しての自己負担軽減、出産育児に対しての一時金支給といった社会的保障により生活を守ってくれる制度の1つである。しかし、医療費の自己負担を軽減してくれる、と言っても決して安くはない保険料を毎月納めなければならない。さらに、何十年と納めてきていたとしても、一年未納すると一時的とはいえ医療費を全額支払わなければならない。生活を守ってくれるはずの国民健康保険が、保険料を捻出するために量が少なかったりバランスが偏ったりした食生活を生む、それが原因で栄養失調や風邪などといった体調不良を引き起こす、その治療のため保険料を支払うために貯めていたお金から払わなくてはならなくなり保険料の支払いが滞ってしまう、保険証がなくなってしまう10割負担の医療費を払うことができずにより一層病院への受診を躊躇ってしまう、気づいた時にはもう手遅れ、という悪循環を生み出している可能性があるのではないかと私は考える。

ここからは年金・住宅・健康保険の3つの項目についてより詳しく考察していきたい。

2-2. 年金制度

働いている人の収入源は仕事をして得る給料であり、退職した人や高齢者の主な収入源は年金である。その年金を受給者に支払うために必要な財源を確保するための方式には大きく2つ、「賦課方式」と「積立方式」がある。

賦課方式は、現役世代が納めた保険料がその時の年金受給者への支払いにあてられる。物価の変化による影響・格差が小さいが、現役世代が減り年金受給者世代が増えると現役世代の保険料負担が増えてしまったり年金の給付水準が下がってしまったりする仕組みである。

それに対し、積み立て方式とは自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代に積み立てておく。保険料負担増加、給付水準の低下などの格差はないが、物価による影響が大きいという仕組みである。

どちらにもメリット・デメリットがあり、どちらの方が優秀であると断言することはできないが、現在日本は積み立て方式のリスクを避け、賦課方式を採用しつつ、積み立て方式の利点も取り入れた仕組みをとっている。

大筋としては、賦課方式を採用しているため、先ほど述べたように保険料負担の増加、給付水準の低下といったところから世代間格差、そして年金制度への不満や不安が生まれ、保険料未納へとつながり、制度破たんの危険性もある。前述のように、高齢者の主な収入源は年金であり、年金制度の破たんは多くの高齢者の破たんに直結する大きな問題であるといえるのではないかな。

それに加え、年金受給額の低さも大きな問題である。

まず、平成 27 年国民生活基礎調査⁴によると、高齢者世帯の所得の種類別の状況として総所得のうち「公的年金・恩給」が 67.5%、「稼働所得」が 20.3%となっており、年金は高齢者世帯の収入の約 7 割を占めている。そして、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合」が 100%の世帯が 55.0%、80～100%未満の世帯が 13.0%、60～80%未満の世帯が 11.5%となっている。実際の金額で見ても、全世帯の総所得の平均が 541.9 万円、児童のいる世帯では 712.9 万円であるのに対し、高齢者世帯では 297.3 万円、「公的年金・恩給」だけで見ると 200.6 万円と全世帯平均と比べてもかなり低い。生活意識を見ても、高齢者世帯の 58.0%が「大変苦しい」「やや苦しい」としている。

上記のことから、高齢者の所得のうち約 7 割が年金による収入であり、年金を受給している高齢者世帯の半分が年金による収入のみで生活をしているという状況にある。はじめに挙げたように、年金で豊かな余生をおくる、生活の足しにするどころではなく、年金がなければ生活が成り立たない、という人が大半だという状態にある。

現役時、平均年収 300 万円（因みに 27 年度の平均年収は約 420 万円、正規は約 485 万円、非正規は約 171 万円、中央値は約 350 万円）の厚生年金加入者であったとして、受け取る金額は月 12 万円に満たない。（藤田宏 2016：47）貯蓄を切り崩し生活しようにも、現役時年収 300 万円では国民年金保険料、国民健康保険料を納めると、月 21 万円程度の収入となり、ギリギリの生活で貯蓄どころではない。そうして老後を迎え、更に収入が少なくなり貧困へ陥ってしまうことになる。

年金による収入のみで暮らす高齢者世帯が多くいる、平均年収の中央値が 350 万円、という中で、年金を満額受給できる層がどれだけあるだろうか。老後の生活を維持できる層がどれだけいるだろうか。受給額の少なさを不満に感じ、現役世代の未納が増え、更に水

⁴ 『平成 27 年 国民生活基礎調査の概況』 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/>

準が下がってしまう、そういった悪循環に陥っているように思える。

「単身高齢者、老夫婦のみの世帯を合わせると 54.2%で、家族との同居を前提としていた時代に構築された年金制度は、時代遅れになっている。」(サンデー毎日取材班 2016: 17)と述べている。大きく変わってきた家族の在り方、世代別人口、働き方。それに倣って年金制度も大きな制度改革を考えていく必要があるのではないだろうか。

2-3. 住宅政策

先ほども述べたように持ち家、マイホーム、家を買うということが一種のステータスであると捉える層があり、事実多くの人が広々としたマイホームで暮らすことにあこがれているように思う。そして、「家を持ちたいけど今はまとまった資金がないから部屋を借りて貯金しよう」と考えている人も、多くいると予想できる。これは、国土交通省の『住居に関する動向』⁵での「土地・建物の所有意思(20代・30代)」を見ても、1993年から2011年まで一貫して8割以上の人が建物を所有したいと答えていることからわかる。

しかし、家を持ちたいと思う人が多くいる半面、家を持つことが簡単なことではないことも、『住宅(マンション)価格の年収倍率の推移』で1998年以降右肩上がりになっていることからわかる。年収倍率とは、住宅購入価格が年収の何倍に相当するかを比率であらわしたものである。2011年では、全世代では年収の5.7倍、30歳未満では年収の8.7倍という比率になっている。つまり、30歳末で家を購入しようとする約9年分の収入が必要ということになる。

さらに、9年分の収入が貯まるまでアパートに住もうにも、収入は減少しているのに家賃は上昇している。『全国消費実態調査報告』⁶によると、1994年以降世帯収入は僅かではあるが減少し続けているのに対し、1か月当たりの家賃は増加し続けている。そのため、2014年には可処分所得の約15%を家賃が占めるようになった。

一軒家がそんなに安くないものだということは理解している。しかし、最低限度の生活に必要であろう衣・食・住。そのうちの一つを自分で確保するのは、ましてやここまで高騰しているのに自己責任とするのは少々無理があるのではないだろうか。

2-4. 国民健康保険

前述したとおり国民健康保険とは、社会的保障を用いて生活を守ってくれる制度の1つである。しかし、保険給付を受けるためには保険料を納めなければならない。この保険料が多くの高齢者の生活を苦しめている。市町村によって差はあるが、仮に所得が月10万円の高齢者がいるとすると、保険料は月におよそ1万円である。家賃や光熱費、ガス水道代、保険料に半分以上が当てられてしまう。毎月毎月切り詰めた生活を送らなければならないことが予想できる。これでは全額どころか3割負担でさえも払えずに、我慢してしまう人もいるのではないだろうか。

また、この保険料には、中所得層の負担が大きいという問題がある。国民健康保険の加

⁵ 『住居に関する動向』 <http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h24/hakusho/h25/html/n1223000.html>

⁶ 『平成26年 全国消費実態調査報告』 <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

入者は年金所得者を含めた無職層が多くを占め、残りも個人事業主、扶養家族等である。そのため、加入者の平均所得が低く、年収 250 万円を超えるだけで加入者の上位 2 割の中に含まれる程である。簡単にいうと、被保険者の大半が無職者や扶養家族、ごく一部の高所得者、残りが中所得者である。このバランスの悪さのせいで、多数いる所得の少ない層の保険料をカバーする側に中所得者も含まれてしまっているということである。

所得の多い層が少ない層の保険料をカバーするとのことだが、少数の高所得者が中所得者以上に大金を納めるということもない。保険料の上限が決まっているためだ。上限に達しないうちは中所得者の保険料負担は大きくなり続けるが、上限に達している超高所得層は、いくら稼いでいようとも保険料は上限から変わらず、稼げば稼ぐほど負担は小さくなる。

少し頑張っただけでは負担が大きくなるだけの中所得層がじわじわと下流に近づく中、超高所得層はいつも以上に稼いだ時もいつも通りの保険料を払っている。この点も、貧困高齢者の増加の要因の一つであると私は考える。

3. 破産の要因に対する代替案

ここでは、2 章で挙げてきた年金・住宅・健康保険の課題・問題点に対し、日本で取り入れている制度以外の方法や海外での仕組み等を挙げていく。

3-1. デンマークの年金制度

「グローバル年金指数ランキング」というものがある。この指数は、世界各国の年金制度を包括的に比較したもので、各国年金制度を横断的に比較し、多角的、包括的に調査した指数である。年金制度としては、公的年金に加え、企業が実施している企業年金、個人貯蓄なども含めた老後所得全般を対象としたものとなっている。

日本はこのランキングで 27 ヶ国中 26 位となっている。評価としては、「制度の安定性はみられる」としながらも、「高齢化社会をめぐる課題に対する取り組みなど、引き続き改善の余地がある」としている。「望ましい特性がいくつかあるが、対処すべき重要な弱点・欠落がある。改善しなければ、有効性・長期的な持続可能性が疑問視される」という D 判定を受けている。そのうえで、評価の低い項目のうちの一つである「十分性」に関しては、「年金給付による所得代替率が低い」「税制や私的年金のしくみが年金受給を促す仕組みになっていない」とされている。

このように日本の年金制度は、国際的に見ても十分なものであるとはいえないものであることがわかる。そこで、ランキング 1 位のデンマークの年金制度に触れていきたい。⁷

デンマークの年金制度の体系は、ベバリッジ型の要素（単一レート of 居住ベースの国民年金）とビスマルク型の要素（労働協約に基づく私的職業年金）が組み合わされた 3 階建ての制度になっている。

1 階は、強制加入の公的年金で、居住年数を基準にした定額給付（国民年金）と被用者が月間労働時間に応じて拠出した額をまとめて運用する労働市場付加年金（ATP）からなる。

⁷ 『デンマークの年金制度』 www.nensoken.or.jp/pension/pdf/Denmark2016.pdf

1 層目にあたる国民年金の受給額は、15 歳から 65 歳までのデンマーク居住年数で決まり、満額受給のためには 40 年間の居住が必要になる。40 年間に満たない場合は、不足年数に応じて減額される。基礎給付は、満額で約 131 万円（国民平均所得の 17%）、加算給付が単身者の場合満額で約 136 万円、夫婦等同居カップルの場合満額で約 60 万円となっている。稼得所得による減額あり。低所得者には約 30 万円の補足給付がある他、住宅給付、高熱給付、健康給付などがある。財源はすべて税金である。

2 層目の労働市場付加年金は、週 9 時間を超えて働く 18 歳から退職時（大体 65 歳）までの全雇用労働者が対象となっている積立方式のものになっている。拠出総額と運用収入の合計額をもとに、退職時点での平均余命から年金額が算出され、運用リターンが高ければボーナス配当もある。支給額は満額で約 46 万円、受給平均額は約 27 万円。保険料は、3 分の 1 を被用者、3 分の 2 を雇用主が負担する。

1 階部分は低所得層への所得再分配機能が高い仕組みをとっていて、低所得層への所得代替率は 107.4 とかなり高い。

2 階は、労働市場年金と呼ばれる労働協約による拠出建て年金（職域年金）となっている。若年の不安定労働者、高所得の民間雇用労働者がほとんどで準公的年金として機能している。

3 階は、個人が任意に加入する個人年金となっている。

先ほど述べたように、所得再分配の機能が高い仕組みとなっている。現在日本で問題になっている保険料未納の増加。所得再分配がされる、というのは保険料の未納を減らすために重要なポイントではないかと私は考える。

3-2. 住宅給付としての定額給付

先ほども述べたように、所得の減少の割に家賃が安くなるということはなく、部屋を借りるにも家を持つにも経済的な負担が大きいのが現状である。このような時によく挙げられる「公営住宅」や「低家賃住宅」だが、こちらにもいろいろと課題がある。

第 1 に老朽化の問題がある。公営住宅や低家賃住宅は最近ではあまり新規建設をしていない。そのため、昔からのものを使っているわけだが、住宅の寿命はおおよそ 30 年と言われている。しかし、公営住宅の着工が盛んにされていたのが 1965 年～1975 年のあたり。ほとんどの建物にガタがきているのである。安価な家賃の物件は、建物の築年数の経過が安さにつながっている面もあるため立て直してしまえば新築物件として普通よりも家賃が高くなってしまうことになる。

第 2 に公営住宅からの転出率がかなり少ないことである。公営住宅からの転出者は年々減り続け、2004 年～2008 年の転出者は 20%に満たない。公営住宅への入居には基準や審査がある。そのため、公営住宅に住んでいる層となると、貧困層～中所得層には届かない低所得者層ということになり、家を買うまでの住処ではなく住み続ける場所といった形になっている。そうして、空き部屋があまり発生することが無く倍率が高い、公営住宅入居者の高齢化、低所得化している、といった問題も起こっている。

公営住宅の入居倍率が物凄く高くなっている一方で空き家率も徐々に上がってきている。公営住宅や低家賃住宅以外のいってしまえば普通の賃貸住宅であるが、その普通の賃貸住宅の家賃を支払うことが困難であるという層がそこを避けたり、仕方なく入居するも家賃

が支払えなくなって追い出されてしまったり、ということが背景にあるのではないかと考えられる。このような空き家、空き部屋を活用しない手はないだろう。

ベーシックインカムではないが住宅給付のような形で定額給付をすればよいのではないかと私は考える。決して多くない年金の3割～4割が家賃でなくなってしまう現状、その分が浮けば随分と楽になるのではないだろうか。住む場所といえは生きていくうえで、必要不可欠と言って問題ない部分である。その確保のための支給というのはそこまでの外れのものではないだろうし、最低限度の生活を営む権利、といった観点からも真っ当ではないだろうか。

その代わりといっは何だが、家などにかかる固定資産税。特に別荘にかかる税金を多く設定すればよいのではないか。財源確保、所得再分配機能説として期待できるのではないかと考える。

3-3. 国民健康保険料の不必要な上限

やはり問題となるのは、保険料の負担率、そして格差もあることではないだろうか。保険料の地域格差は大きく、各自治体で算定方式が異なったり、いろいろな独自の制度があったりと単純に比較することはできないが、支払う保険料には多いところと少ないところで2倍～3倍の格差がある。特に、後期高齢者医療制度における保険料では、一番高いところでは1人当たり96,395円（東京都）、低いところでは36,737円（秋田県）とおおよそ3倍格差ができています。（平成27年度市町村国民健康保険における保険料の地域差分析）⁸

そして、保険料の高い自治体に住んでいるというだけで10万円近い、負担率にして所得の10%ほどの額を納めなければならなくなる。住宅政策でも触れたが合計で25%、所得の4分の1が節制のしようもなく毎月無くなってしまうのである。

ここでもやはり保険料の上限という問題がある。どれだけ稼ぎがあろうとも上限に達したならばそれ以上は負担率が下がり続ける、それまで何とか払えていた現役並み所得の保険料が上がり生活が苦しくなる、滞納が増え現役並み所得の基準が少し上がる、の繰り返しである。相変わらず上限は残ったまま。この超高所得者優遇の制度は変えていくべきだと私は考える。

おわりに

本論文では、定年退職後も仕事を続けたいと考える高齢者が多いが、それに矛盾するように働きたくないと考える高齢者が同じく多いこと、仕事そのものが楽しいという高齢者が少ないことから、定年後働かない高齢者の生活状況について分析した。

1章では、年金収入のみで暮らす高齢者とその他の世代との間にある収入の大きな差による生活の苦しさ、老後破産の状態に陥ってしまったときの頼みの綱である生活保護がほとんど機能していない現状、実際に老後破産してしまった方のケースに触れ、年金収入のみで生活することがほぼ不可能である状況、高齢者の貧困が決して他人事ではない重大な問題であることについて述べた。

⁸ 『平成27年度 市町村国民健康保険における保険料の地域差分析』

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/database/iryoumap/hoken.html

2章では、老後破産に陥ってしまう要因として、多くの高齢者の収入源である年金、生活するうえで必要不可欠であるにも関わらず現状自己責任な住宅政策、ただでさえ少ない収入から毎月毎月保険料を納めなければならない国民健康保険の3点を挙げた。

3章では、2章で挙げた年金・住宅政策・国民健康保険の制度についてさらに深く掘り下げ、必要経費に対して少なすぎる年金支給額、厳しい生活を圧迫する家賃額の上昇、再分配機能を阻害する保険料の上限、といったそれぞれの制度の課題点・問題点について分析した。

4章では、3章で挙げた年金・住宅・健康保険の課題点・問題点に対し、現在とっている仕組み以外のものや海外のしくみを参考にし、代替案を述べた。

結論としては、老後の生活を支えてくれる年金ではあるが、それは支えてくれるだけであり、そこからいざというときのための蓄えまでには回せない。貯金が底をついた場合、生活をいくら切りつめても徐々に徐々に老後破産へと近づいていくのが今の年金制度であること。そしてその少なさを補ってくれるような仕組みも他2つには期待できないのが現状であることがわかった。

特に、3章では年金・住宅・健康保険の要因を挙げていく中で、それぞれの項目において不足が生じており、その不足がそれぞれ絡み合って老後破産を加速させているように感じられた。ただでさえ少ない年金額、それならば住居の確保が容易なだけの給付があるかと思えばそうではなく、少ない年金から高い家賃を支払う。これでは生活が行き詰まるのも当然であるし、不満が生じるのも当たり前である。すべてを一気に改善するのは難しいにしてもいずれか1点でも十分な支援があれば大きく変わってくるのではないだろうか。

「一億総活躍」といって定年を迎えようとも休むことを許されず、動ける限りは働き、寝たきりになってようやく労働から解放される。そんな世の中になる前に一刻も早い見直しが必要であると私は考える。

<参考文献>

大友芳恵, 2013, 『低所得高齢者の生活と尊厳軽視の実態—死にゆきかたを選べない人びと』, 法律文化社

藤田孝典, 2015, 『下流老人—一億総老後崩壊の衝撃—』, 朝日新聞出版

みずほ総合研究所, 2015, 『図解 年金のしくみ—年金制度の問題点を理解するための論点40—』, 東洋経済新報社

サンデー毎日取材班, 2016, 『今なら間に合う 脱・貧困老後』, 毎日新聞出版

三浦展, 2016, 『下流老人と幸福老人 資産がなくても幸福な人資産があっても不幸な人』, 光文社新書

藤田宏, 2016, 「貧困クライシス：年収 300 万円未満層と「一億総活躍社会」」, 『経済』 6, 36—57

山田智, 2016, 「高齢者の貧困・孤立と地域ケアシステム」, 『経済』 7, 53—59

増子啓三, 2016, 「切り下げられる年金：年金引き下げ反対違憲訴訟の現状と絡めて」, 『経済』 7, 78—83

中澤秀一, 2016, 「最低生計調査からみた最賃制度の問題点」, 『経済』 10, 56—66

唐鎌直義, 2017, 「増え続ける貧困高齢者の実態とその特徴」, 『経済』 1, 18—22

<出典>

『いっしょに検証！公的年金』

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>

『平成 26 年度 保健師中央会議』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052571.html>

『平成 26 年度 高齢者の日講生活に関する意識調査』

<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h26/sougou/zentai/>

『平成 26 年 全国消費実態調査報告』

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

『平成 27 年 国民生活基礎調査の概況』

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/>

『平成 27 年度 高齢者の生活と意識に関する国際比較調査』

<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h27/zentai/>

『住宅事情と住宅政策』

www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kinsiryou5.pdf

『住居に関する動向』

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h24/hakusho/h25/html/n1223000.html>

『デンマークの年金制度』

www.nensoken.or.jp/pension/pdf/Denmark2016.pdf

『平成 27 年度 市町村国民健康保険における保険料の地域差分析』

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryokuhoken/database/iryomap/hoken.html